

令和6年度

年末の交通事故防止運動

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

洲本市立洲浜中学校3年生（当時） 細川咲希花さんの作品

暗い道 たすけてくれる

反射材



一般財団法人 兵庫県交通安全協会主催
令和5年度 児童・生徒の交通安全ポスターコンクール 佳作

12月1日日～12月10日火

交通安全の日

交通安全意識を高める日 12月1日日

自転車安全利用の日 12月2日月

兵庫県交通安全対策委員会／一般財団法人兵庫県交通安全協会



兵庫県マスコット
はばタン

運動重点

1

子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- 「横断歩道合図(アイズ)運動プラス」を実践しましょう
歩行者と運転者は手と目で互いに合図を、運転者は横断歩道の手前で減速しましょう
- 夕暮れ時・夜間には明るい服装で反射材などを着用しましょう
- 歩行者も交通ルールを守りましょう
横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守など

2

夕暮れ時・夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

- 早めのライト点灯
点灯推奨時間 午後4時
- 原則ハイビームの活用
- 飲酒運転追放「三ない運動」の実践
 - ① 酒を飲んだら車を運転しない
 - ② 運転する時は酒を飲まない
 - ③ 運転する人には酒を飲ませない
- 全ての座席でシートベルトを着用しましょう
チャイルドシートを正しく使用しましょう



チャイルドシートの
使用推奨はこちから
(JAF HP)



ハイビーム活用促進路線
一覧はこちから
(兵庫県警察HP)

3

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 基本的な交通ルールを守りましょう
令和6年11月1日から改正道路交通法の一部が施行され、自転車の酒気帯び運転や運転中の携帯電話等の使用の罰則が強化されました
- 全ての自転車利用者は乗車用ヘルメットを着用しましょう
- 定期的に自転車の点検整備をしましょう
タイヤやブレーキの故障は交通事故に直結し危険です
- 自転車損害賠償保険等に加入しましょう
もしもの時に備えて**必ず加入**しなければなりません

- 酒気帯び運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
※酒類、自転車の提供者や同乗者も処罰対象となります
- 携帯電話使用等
最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車乗車用ヘルメット着用促進について

- 令和6年9月、警察庁の自転車乗用中のヘルメット着用率調査で兵庫県は全国平均17.0%に対し**7.7%**との結果が発表され**全国ワースト3位**という状況です。
自転車乗車中の死亡事故は、頭部損傷によるものが半分以上を占めています。
大切な命を守るために自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 兵庫県と兵庫県交通安全協会では県内の芸術系大学・専門学校と協働で、自転車乗車用ヘルメット着用促進動画を作成していますので是非活用してください。



動画視聴は
コチラから
(YouTube)

